

## 実績報告書作成時の「取得財産等明細書（様式 17）」の記入に関して

- ① 「補助金交付番号」とは、交付決定通知書に記載されている番号をいう。
- ② 「財産名」欄は、“LPガス自動車”と記入。
- ③ 「規格」欄は、車種名を記入。
- ④ 「数量」欄は、“1台”と記入。
- ⑤ 「単価」「金額」欄は、補助金交付額を記入。
- ⑥ 「取得年月日」欄は、“支払完了日”を記入。
- ⑦ 「耐用年数」欄は、別添“耐用年数表”を参照し記入。
- ⑧ 「保管場所」は、車検証の“使用の本拠の位置住所”を記入。

### ●耐用年数の把握について

有形減価償却資産の法定耐用年数（車両・運搬具）の項目から法定耐用年数を把握する事。  
（耐用年数表を参照）

### ●使用過程車（中古車）にてLPガス自動車を改造等取得した場合は以下の様になります。

《法定耐用年数の全てを経過している場合》

$$\text{耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

※計算結果の耐用年数が2年に満たない場合は2年とする。

《中古資産が法定耐用年数を一部経過している場合》

$$\text{耐用年数} = \text{法定耐用年数} - \text{経過年数} \times 80\%$$

※計算結果の耐用年数に1年未満の端数が生じる場合は、1年未満を切り捨てる。

（経過年数の端数は切り捨てません。）

※計算結果の耐用年数が2年に満たない場合は2年とする。

### 【 例 】

一般用小型車で、新車登録から半年（6ヶ月）経過している中古車の耐用年数は、

$$\text{法定耐用年数} \quad 4\text{年} \quad - \quad \text{経過年数} \quad 0.5\text{年} \quad \times \quad 80\% \quad = \quad 3.6\text{年}$$

算出した耐用年数に1年未満の端数があるので切捨て ⇒ 耐用年数 3年

この耐用年数が、取得財産等の処分制限期間となりますので十分ご注意願います。